

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

神戸市

2 構造改革特別区域の名称

六甲有馬観光特区

3 構造改革特別区域の範囲

神戸市東灘区、灘区、中央区及び北区の区域のうち国立公園の区域並びに神戸市北区有馬町の全域

4 構造改革特別区域の特性

- (1) 瀬戸内海国立公園に属する六甲山地域は、神戸市市域の中央に位置し、都心近くにありながら、豊かな自然を手軽に満喫でき、さらに 1000 万ドルの夜景を楽しむことができる稀有な地域である。
- (2) また、有馬地域は、六甲山地域の北部に隣接し、1400 年の歴史と伝統を誇る日本最古の有馬温泉を有する。「金泉」「銀泉」と言われる泉質は素晴らしく、古くから、日本三古泉・三名泉と称えられ、関西の奥座敷として知られている。
- (3) 両地域は、関西圏を中心に自然・温泉という魅力資源を楽しむための来訪者が多く、神戸を代表する観光地域であり、また、その立地条件から、企業・健康保険組合の保養所も多く存在している。
- (4) また、両地域は、六甲山牧場、六甲高山植物園、六甲カンツリーハウスなどの自然を楽しむレジャー施設や六甲ガーデンテラスや掬星台など眺望スポット、外湯が楽しめる「金の湯」「銀の湯」、歴史・地域を知る「太閤の湯殿館」「有馬の工房」、有馬大茶会で知られる趣豊かな「瑞宝寺公園」、さらに、両地域を結ぶ交通手段として、日本一の長さを誇る六甲有馬ロープウェーなど多種多様な観光資源を有している。

5 構造改革特別区域計画の意義

- (1) 六甲有馬地域は、従来から神戸の代表的観光地であり、多くの観光入込を記録してきたが、観光地の多様化、ライフスタイルや価値観の変化に、阪神淡路大震災や景気の低迷の影響が響き、観光入込客数が伸び悩んでいる。
- (2) こうした状況の中で、神戸市では地元の多様な団体などとともに、六甲山地域においては六

甲摩耶活性化研究会、有馬地域においては有馬町活性化委員会を開催し、活性化のための論点整理やそれに基づく事業化に取り組んできたが、景気の低迷が続く中、厳しい状況が続いてきた。更に、企業・健康保険組合の保養所の多くが閉鎖され、物件価格の下落の中で売却も進まず、放置されているという新しい問題も発生しており、活性化を阻害する要因にもなっている。

- (3) 六甲山地域においては、「まやケーブル・ロープウェー」の運行再開や、PFI 方式による国民宿舎まやロッジ整備等の施設整備に取り組み、保養所等については、市街化調整区域における土地利用基準を緩和し宿泊・余暇・飲食施設への転用を認めるなど、神戸市独自の規制緩和を行うとともに、さらに NPO など市民団体と協力し、遊休保養所を音楽練習場や小美術館へ転活用するといった工夫も行っている。加えて、国立公園の豊かな自然の中で、「六甲・摩耶 山の音楽祭」の開催や様々なアートイベントを実施していくことで、滞在型の芸術文化活動により地域の活性化を図る「六甲芸術村構想」の推進に取り組んでいる。
- (4) 一方、有馬地域においては、震災以降、「太閤の湯殿館」「銀の湯」「金の湯」「有馬の工房」と施設整備を順次進めてきた。また、伝統的行事である有馬大茶会はもとより、震災復興を願って有馬涼風川座敷等のイベントにも取り組んでいる。
- (5) しかしながら、両地域への観光入込客数は、震災前に比較し、六甲山地域では平成 6 年 732 万人、平成 14 年 461 万人、有馬地域では同 172 万人、同 131 万人と、ともに落ち込んでおり、それぞれ 63%、76% までしか回復していない。
- (6) 本特区計画は、十分な観光施設を有しながら観光面において震災の影響を未だ克服しきれない六甲有馬地域において、これまで神戸市及び地元の多様な団体に取り組んできた観光面の地域活性化策に加え、国立公園の自然環境を活かしながら「国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業」を実施し、催し物の開催だけでなく六甲有馬両地域の連携を図ることで観光客の増を見込むとともに、利用されなくなった保養所の観光資源としての転活用を推進するため、全国対応の規制緩和項目である「健康保険組合の保養所の民間団体等への賃貸借」を積極的に活用することで、六甲有馬地域の観光のさらなる活性化を推進するものである。
- (7) 日本各地の自然に恵まれた景勝地は、その多くがレジャーの多様化や景気の低迷により観光客の減少にあえいでおり、大都市からほど近い距離にあるような地域では閉鎖保養所問題を抱え苦慮しているところも多い。六甲有馬地域においても同様で、さらに震災というダメージを受けている。しかしながら、とりわけ、バブル経済期に保養所が乱立し、景気の低迷とともにその半数近くが閉鎖されているという日本経済の凝縮を見るような六甲山地域において、従来型のハード整備による観光振興ではなく、自然環境を活用した催しの開催、さらには閉鎖保養所など既存資源を転活用することに加え、六甲と有馬という隣接した地域の連携による観光活性化を図ることは、規制緩和により環境に配慮しながら持続可能な発展を目指すという 21 世紀型の地域構造改革であり、同様の問題を抱える地域が多くある中で、地域観光活性化モデルを構築することを目指すものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

震災のダメージを受けて観光入込客数が十分に回復しておらず、閉鎖保養所問題等も抱え

て苦しんでいる六甲有馬地域において、本特区計画を実現することにより、自然環境を活用した「山の音楽祭」、「芸術祭」、「現代彫刻展」、「六甲オーロラミスティブュー」、「山のオブジェづくり」などの各種の集客事業の開催のために必要な工作物の設置等を弾力的、機動的に行うとともに（例えば、「山の音楽祭」における暫定的な野外ステージの設置、開催案内看板の設置などは、従来、地元自然保護官事務所との協議のうえ、環境大臣の許可が必要であり、協議から許可まで非常に時間と労力を要し、許可まで全体事業計画が立てられなかったが、規制の特例が認められると、これが機動的に実施可能になる）、閉鎖保養所などの既存施設の転活用による観光資源の充実、その他神戸市・地元の独自施策としての規制緩和や観光振興関連事業を総合的に実施していく。

こうした取り組みに加え、六甲と有馬という隣接した地域の連携により、規制緩和を活かしてこれら地域の観光客入込数の増加とそれに伴う経済効果の実現を目指し、環境に配慮しながら持続可能な発展を目指す 21 世紀型の地域構造改革としての地域観光活性化モデルを構築することを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的・社会的効果（特別区域全体）

本特区での特定事業や関連事業等の実施により、以下のような効果が期待される。

平成 14 年の六甲山地域の観光入込客数は 461 万人、有馬地域の観光入込客数は 131 万人であり、平成 17 年、20 年には、それぞれ以下の効果を見込む。

(1) 平成 17 年

（六甲山地域）

観光入込客の目標数値 525 万人。平成 14 年からの増加分、64 万人のうち特区による増加分を 1%と換算し、平成 14 年観光動向調査における六甲摩耶地域を訪れた人の市内での消費額 13,640 円を乗じ、約 0.87 億円の直接経済効果を見込む。

（有馬地域）

観光入込客の目標数値 165 万人。平成 14 年からの増加分、34 万人のうち特区による増加分を 1%と換算し、平成 14 年観光動向調査における有馬地域を訪れた人の市内での消費額 19,432 円を乗じ、約 0.66 億円の直接経済効果を見込む。

（六甲山・有馬地域合計）

特区による観光入込客増加分 0.98 万人

その直接経済効果 1.53 億円

間接経済効果 0.75 億円（産業連関表による推計）

合 計 2.28 億円

(2) 平成 20 年

（六甲山地域）

観光入込客の目標数値 534 万人。平成 14 年からの増加分、73 万人のうち特区による増加分を 1%と換算し、平成 14 年観光動向調査における六甲摩耶地域を訪れた人の市内で

の消費額 13,640円を乗じ、約1億円の直接経済効果を見込む。

(有馬地域)

観光入込客の目標数値 174万人。平成14年からの増加分、43万人のうち特区による増加分を1%と換算し、平成14年観光動向調査における有馬地域を訪れた人の市内での消費額 19,432円を乗じ、約0.84億円の直接経済効果を見込む。

(六甲山・有馬地域合計)

特区による観光入込客増加分 1.16万人

その直接経済効果 1.84億円

間接経済効果 0.90億円(産業連関表による推計)

合計 2.74億円

8 特定事業の名称

番号	特定事業の名称
1301・ 1302	国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

特定事業として、別紙1に掲げる「自然を活用した催し」を行うとともに、次のような関連事業を実施する。

(1) 関連事業として、全国対応の規制の特例措置を活用する事業

現在、六甲有馬地域の健康保険組合の保養所の中には、休止・閉鎖中の施設が増えており、六甲山上では38施設中20施設が、有馬地域では16施設中6施設が休止・閉鎖している。

こうした現状を打開し、保養所施設を観光資源として有効活用することで六甲・有馬地域の観光振興を図るため、全国対応項目として認められた「保養所の用途廃止後から売却までの賃貸の可能化」を活用する。

具体的には、健康保険組合所有の保養所の民間団体等への賃貸借の実施として、六甲芸術村構想の実現に向け、アトリエ・工房などへの転用を働きかける。(平成16年度以降)

(2) 関連事業として、神戸市・地元が観光振興のために独自に実施する事業

六甲山上での、市街化調整区域における土地利用基準の緩和（既存建築物の用途の変更や、建築物の建て替え、移転、共同化等の開発行為の可能化。）

六甲山地域における各種施設の再整備

- ・ P F I方式による「国民宿舎オテル・ド・摩耶」の再整備
- ・眺望とくつろぎの空間として「六甲ガーデンテラス」の再整備
- ・山上アクセスである「まやケーブル・ロープウェイ」の運営再開

六甲山地域における保養施設の活用

- ・市民が企業・健保所有保養所を利用できる保養施設活用コンソーシアムの設立・運営
- ・遊休保養所を公共的な芸術文化目的に転用する芸術文化活動推進モデル事業

六甲山地域におけるその他の観光振興関連事業

- ・「インタープリテーションツアー」の開催
- ・電動アシスト自転車の導入によるエコゾーンの打ち出し 等

有馬温泉の施設整備

・「金の湯」・「銀の湯」・「太閤の湯殿館」・「有馬の工房」の整備による外湯めぐりなど回遊性の向上

- ・泉源の修景による温泉地魅力の向上

イベントの開催

- ・有馬地域 有馬大茶会・入初式・ありま夏まつり 等
- ・六甲山地域 六甲まやカーニバル・六甲摩耶 山の音楽祭 等

<別紙 1 >

1 特定事業の名称

国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業（1301・1302）

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の国立公園において行う自然環境を活用した催しであって、本市が地域の活性化に資するものと認めたものを実施する者

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

特区認定後、ただちに適用開始。

4 特定事業の内容

特区内の国立公園内の自然環境を活用した催しであって、本市が地域の活性化に資すると認めるもののために一時的に行われる道路、駐車場、運動場、芝生園地及び植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所における工作物の設置、広告物の設置、小規模な土地の形状変更及び工作物の色彩の変更で風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ない行為について、自然公園法第13条第3項及び第26条第1項の規定を適用しないこととする。

具体的には、

六甲摩耶 山の音楽祭において、仮設ステージ、仮設トイレ、案内表示板等、六甲摩耶 芸術祭において、仮設テント、案内表示板等、六甲摩耶 現代彫刻展において、彫刻の暫定設置、仮設テント、案内表示板等、霧を活用した六甲オーロラミスティブューにおいて、小型投射機、プレハブハウス、案内表示板等、市民による山のオブジェづくりにおいて、オブジェの暫定設置、案内表示板等を、簡易な工作物として設置する予定であり、さらに、六甲有馬ロープウェー「有馬駅」付近及び六甲山エリアでの、六甲山活性化イベント及び有馬大茶会・ありま夏まつりなど有馬温泉における集客イベントのPR看板の設置等を行う。

5 当該規制の特例措置の内容

特区内において特定事業に係る催しを実施される場合には、本市は環境大臣に、当該催しの名称、開催場所、開催期間及び当該催しに伴う行為の概要を通知することとする。本市は、通知を行うにあたっては、当該催しが自然を活用した催しであって、地域の活性化に資するものであると認め、かつ、そのために、一時的に行われる道路、駐車場、運動場、芝生園地及び植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所における工作物の設置、広告物の設置、小規模な土地の形状変更及び工作物の色彩の変更で風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ない行為である

ことを認めた上で、通知を行うこととする。

催しの実施に当たっては、本市は風致の維持に十分配慮し、又は催しの実施者に十分配慮するよう指導する。

催しの実施のために行われた行為については、本市が原状回復を行い、又は行為者に原状回復を指導する。